

資本金の未払い問題

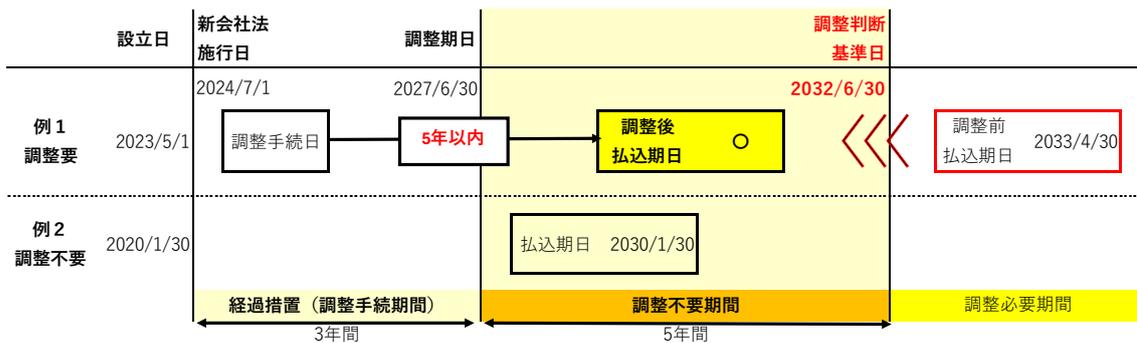
会社法の改正を受けて登録資本登記管理制度の規定を公布し施行しました。資本金の未払いがある場合は、最長でも2032年6月30日までに払込を完了する必要があります。

登録資本登記管理制度

第2条

2024年6月30日以前に設立された会社で有限責任会社の払込期限が2027年7月1日から5年を超過するときは、2027年6月30日までに払込期日を5年以内に調整し定款に記載し、株主は調整後の払込期日内に全額を出資する。

(例)



第4条

会社は出資額、出資方法、出資期日等を調整するときは、その関連する情報が発生したときから20営業日以内に国家企業信用情報公示システムを通じて社会に公示しなければならない。

第6条

会社が本規定に照らして出資期日、登録資本金を調整しなかったときは、会社登記機関は改正を命じることができる。期限内に改正されないときは、会社登記機関は国家企業信用情報公示システムを操作し特別注記を付し社会に公示しなければならない。

第8条

会社は営業許可証の取消し、閉鎖命令或いは取消しされた日から3年以内に会社登記機関に抹消登記の申請をしなかったときは、会社登記機関は国家企業信用情報システムを通じて公告する。公告期限は60日を下回らない。

西山会計事務所

<http://nishiyama-accountingfirm.com/>

公告期限内に関連部門、債権人及びその他の利害関係人が会社登記機関に異議を申し出たときは取消し手続きを終止する。

公告期限内に異議がなかったときは、会社登録機関は会社登記を取消し、国家企業信用情報システムを通じて特別注記を付す。

第9条

会社の株主或いは発起人が本規定に照らして出資金等を支払わなかったとき或いは会社が情報を公示しなかったときは、会社法、企業情報公示暫定条例などの関連規定により処罰する。

会社法第十四章 法律責任

登録資本金の虚偽報告

- ・偽って報告した登録資本金額の5%以上15%以下の罰金とする。
- ・虚偽の資料を提出又はその他詐欺的な手法により重要な事実を隠蔽したときは5万人民元以上200万人民元以下の罰金とする。
- ・状況が重大なときは営業許可証を取消す。
- ・直接責任を負う主管人員とその他の直接責任者は3万人民元以上30万人民元以下の罰金とする。

関連情報の未公示又は不実の記載

- ・1万人民元以上5万人民元以下の罰金とする。
- ・状況が重大なときは5万人民元以上20万人民元以下の罰金とする。
- ・直接責任を負う主管人員とその他の直接責任者は1万人民元以上10万人民元以下の罰金とする。

虚偽の出資

- ・発起人、株主が虚偽の出資を行い払込期日までに払い込まないときは、5万人民元以上20万人民元以下の罰金とする。
- ・状況は重大なときは虚偽の出資又は出資しなかった金額の5%以上15%以下の罰金とする。
- ・直接責任を負う主管人員とその他の直接責任者は1万人民元以上10万人民元以下の罰金とする。

資本金の不正回収

- ・会社の発起人、株主が会社成立後にその出資金を不正に回収したときは、不正に回収した出資額の5%以上15%以下の罰金とする。
- ・直接責任を負う主管人員とその他の直接責任者は3万人民元以上30万人民元以下の罰金とする。

西 山 会 計 事 務 所

<http://nishiyama-accountingfirm.com/>